

第3回委員会以降の活動状況

平成18年5月16日に開催された第3回委員会以降の1年間(本プログラム開始後2年目)における活動の状況は、以下のとおり。

1. スポンサー登録状況

- 現時点で74社及び3団体から計80物質についてスポンサー登録がなされている状況(参考資料2参照)。これは、本プログラムにおいてスポンサーを募り情報収集を行うこととしている物質の約5割に相当。
- 厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)としては、引き続き産業界と連携を図りながら、本プログラムへの協力について一層呼びかけていく。

2. 3省による対応

(1) 事業者への協力依頼

- 3省それぞれが実施又は参加した、事業者を対象とした各種説明会等の場において、本プログラムの概要及び進捗状況等について紹介するとともに、プログラムへの参加・協力を依頼。また、3省のウェブサイト等を通じて本プログラムに関する情報を発信。

【参考】

<本プログラムについて紹介した主な説明会等>

- ・ 平成18年9月 化学物質審査規制法セミナー(2回開催、化学工業日報社主催)
- ・ 平成19年1月 生態影響に関する化学物質審査規制/試験法セミナー(環境省・国立環境研究所主催)
- ・ 平成19年2、3月 化学物質審査規制法に係る講習会(1回ずつ開催、製品評価技術基盤機構主催)
- ・ 平成19年3月 化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム(2回開催、環境省主催)

<雑誌掲載>

- ・ 平成18年12月22日発行、12月増刊号「WEB Journal」
- ・ 2007年4月14日発行、5月号「工業材料」

<3省ウェブサイトにおける情報発信>

厚生労働省 <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/challenge/challenge.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/g_top.htm

環境省 http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kison_index.html

- スポンサー未登録物質を取り扱っていると思われる事業者に対し、電話等によりプログラム参画の検討を依頼。
- この他、(社)日本化学工業協会等からの依頼を受け、事業者団体主催の説明会においても、3省担当官が出席し本プログラムについて説明。
- また、既にスポンサー登録された事業者から情報収集に関する個別の相談に随時対応。カテゴリーアプローチによる情報収集についても相談を随時受け付けており、現在16のカテゴリーが形成されている状況。

(2) 報告の様式(テンプレート)の作成支援等

- 平成17年12月、安全性情報収集計画書及び情報収集結果の報告に必要な様式(テンプレート)を公表。作成したテンプレートの項目の適否及び記載の容易化を図るため、事業者の協力を得て、試行的記載(トライアル)を実施し、その内容を充実させるとともに、事業者に対しては、テンプレートに関する説明会を、平成18年3月及び7月の2回にわたり開催した。
- さらに、事業者のテンプレートへのデータ記載を容易にするため、記載例を記したモデルテンプレートを作成、公表。
- また、カテゴリーアプローチにより情報収集する場合のテンプレートについても、3省において原案を作成し、先日公表したところ。今後、実際にカテゴリーアプローチによる情報収集を検討しているスポンサー事業者等に利用していただき、必要に応じて修正を行う予定。
- 情報収集の必須項目である、「光分解」、「環境区分間の移動」及び「分配」については、対象物質全てを対象に、記載すべきデータを国で一括して計算算出。
- テンプレート作成に当たり必要となる、記載データの信頼性確認、試験実施の要否等、事業者からの相談に適宜対応。

(3) 関係省庁間の連携推進

- 毎月1回、Japanチャレンジプログラム関係部署連絡会議を開催し、本プログラムの推進に向けた関係省庁間の連携を推進。
- 3省としては、今後とも本連絡会議を活用し、政府内での連携を強化していく方針。

(4) 3省共同化学物質利用データベースの公開

- 国が有する既存点検結果も含め、化審法関係の化学物質情報を一元的に発信するデータベースとして「3省共同化学物質利用データベース」を公開。
- 今後は、本データベースの内容を充実していく。なお、優先情報収集対象物質の

スポンサーが収集した化学物質の安全性情報も、本データベースから発信していく予定。

(5) 海外への本プログラムの紹介

- 各種国際シンポジウム等に参加し、本プログラムの内容及び進捗状況等について説明。
- 本プログラムの概要資料英語版を作成し、ホームページ上で公開。

【参考】

<本プログラムについて紹介した国際シンポジウム等>

- ・ 平成18年12月 米国EPAがUSチャレンジプログラムの進捗・成果について説明し、関係者と意見交換する目的で開催された “Characterizing Chemicals in Commerce: Using Data on High Production Volume (HPV) Chemicals” (米国・オースティン)に出席し、我が国の高生産量の既存物質に対する取組として本プログラムの概要について説明。
- ・ 平成18年12月 韓国環境省及び産業界が「日本の高生産量の既存物質に対する取組を知りたい」との趣旨で日本政府を訪問した際、本プログラムについて説明。
- ・ 平成19年3月 米国EPA副長官が訪日した際、本プログラムについて紹介し、高生産量の既存物質に係る取組について意見交換。
- ・ 平成19年3月 国際潮流を踏まえた日中韓の化学物質管理に関するワークショップ(環境省・地球環境戦略研究機関主催)において、本プログラムの概要について説明。
- ・ 平成19年4月 OECD SIAM24(高生産量化学物質の安全性情報評価会合)において、OECDと各国の高生産量化学物質プログラムのシナジーについて議論された際、日本の取組として本プログラムを紹介。

3. 国による既存化学物質安全性情報の収集

- 平成18年度には、既存化学物質の安全性点検として、分解・蓄積性に関する試験を40物質、人への健康影響に関する試験を23物質、生態影響に関する試験を22物質について実施。

※上記の物質数は、分解・蓄積性、人健康影響、生態影響のそれぞれのうち初期評価に必要な試験項目を平成18年度に調査済み又は調査着手済みのもの。この他に、一部の試験項目についてのみ調査済み又は調査着手済みの物質もある(試験項目ごとの調査状況については参考資料3参照)。

【参考】平成17年度末までの点検済み物質数:

分解・蓄積性 …1, 485、人健康影響: 292、生態影響: 463

- 平成19年5月に、国が収集した既存化学物質安全性情報の利用を推進するため、「国の既存化学物質安全性点検により得られた情報の利用に係る考え方について」(参考資料4参照)を提示。